

避難実施要領パターンの策定について

避難実施要領パターンについて

避難実施要領とは、武力攻撃事態等により国民保護法が適用される事案が生じた際に、住民の避難措置が円滑に行えるよう、避難経路や避難実施手段、関係職員配置などを決定して作成するものである。

実際に速やかに住民を避難させるにあたり、「避難実施要領」に記載する事項について、事案が発生してから検討を始めるのでは、かなりの時間を要するため、あらかじめ複数の事案を想定した「避難実施要領」作成に必要な検討しておく必要がある。

||

「避難実施要領パターン」の作成

富士見市避難実施要領パターンにおいて想定する事案

1 弾道ミサイル攻撃・NBC攻撃

- (1) 通常弾頭の場合
- (2) 核弾頭の場合
- (3) 生物剤弾頭の場合
- (4) 化学物質弾頭の場合

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃

各事案における避難実施要領パターン

1 弾道ミサイル攻撃・NBC攻撃

弾道ミサイル攻撃からの避難は緊急性があるので、最小限の項目に限定した避難実施要領を作成

避難指示

- ☆ Jアラートによる防災行政無線放送にて避難指示
- ☆ 屋内避難を基本として避難を呼びかける

- ・ 近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中または地下に避難すること
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること
- ・ 屋内ではできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動すること など

避難の実施に関し必要な事項

☆ 避難施設・・・当時の状況に応じて安全な施設を指定

☆ 追加情報の伝達方法

・・・防災行政無線、広報車、ホームページ、防災メール、SNS等

※核弾頭、生物剤弾頭、化学物質弾頭の場合においては、口及び鼻をタオル等で保護し、風下を避けて避難すること等を加えて呼びかける。

各事案における避難実施要領パターン

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃

短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりないため、屋内避難の避難実施要領を作成

避難住民の避難誘導の概要

- ・防災行政無線、広報車、市ホームページ等さまざまな手段を活用し、住民に屋内避難を呼びかけるとともに、関係機関等と協力し、広く住民に周知するよう努める
- ・事案が発生している地域にいる住民については、事態の状況が沈静化するまで一時的に屋内避難させ、沈静化ののち順次避難させる

住民の行動

- ・屋内にいる場合・・・室内の密閉、2階以上の階へ避難、情報収集体制の確保
- ・屋外にいる場合・・・速やかに屋内に避難する

情報伝達

- ・防災行政無線による放送
- ・防災メール、緊急速報メール等
- ・広報車
- ・ツイッター、フェイスブック等SNS
- ・その他スマートフォンアプリ等

※今後は国際情勢等に注視し、想定するパターンを追加すること等も検討しながら研究していくこととする。